

盛岡広域振興局長告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年8月29日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字中桜42番1、42番2、43番、44番2の一部、44番3、44番4、44番10の一部、44番11の一部、44番19の一部、45番、47番1、47番2、48番1、48番3、48番4、50番2の一部、50番3、51番2、52番1、52番2、52番6、52番8、52番9、52番10、53番1、53番5、137番1の一部、159番1、159番4の一部及び193番並びにこれらの区域に隣接介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社